

すべての子どもに笑顔を! 安心して喜びを感じられる子育てを!

新たな子育て支援制度が来年度からスタート!



子ども・子育て支援をめぐる様々な課題の解決と、安心して子育てできる環境を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。平成27年度からは、この法律に基づき町(子ども・子育て会議等)で検討を進めている幼児期の教育や保育、地域における子育て支援の充実を図るための「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。本号では、この新制度の概要と、幼稚園や保育所の来年度募集や申込手続きについてお知らせします。

【問い合わせ】幼稚園：教育委員会教育課学校教育係 ☎(83)7023 保育所：子育て健康課子育て支援係 ☎(84)5544

また、保育所における保育の必要量(保育時間)は、保護者の就業時間などに応じて、さらに次のように区分して認定をします。

Table with 4 columns: 認定区分, 年齢, 保育を必要とする要件等, 主な利用先. It lists three types of certification (1号, 2号, 3号) and their corresponding conditions and facilities.

○小規模保育
6〜19人の児童を対象に保育所の分園に近い形で

○家庭的保育(保育ママ)
5人以下の児童を家庭的な雰囲気のもとで保育。

○事業所内保育
会社等の事業所の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育。

○居宅訪問型保育
保護者の自宅へ訪問して

「認定」を受けていただくことが必要となりますので、ご注意ください(手続きの詳細は次ページをご覧ください)。

「保育標準時間認定」
保護者がフルタイムでの就業を想定した保育で、利用可能な保育時間は11時間です(2号及び3号認定)。

「保育標準時間」11時間
午前7時30分〜午後6時30分
「保育短時間」8時間
午前8時〜午後4時

「就労時間数について」
左上表の保育を必要とする要件等のうち「①就労」に該当する時間数としては、現在、町で検討を進めているところですが、概ね次のとおりを予定しています。

「新制度で利用できる施設や事業について」
新制度では、幼稚園と保育園の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及や19人以下の「小規模保育等(地域型保育事業)」が創設されます。現在、松田町にこれらの事業はありませんが、今後、保育の需給状況によっては検討していくこととします。

「保育料について」
施設・事業の利用にあたっての保育料は、認定こども園、保育所、地域型保育事業ともに、家庭の所得状況にに応じて、国の定める基準を上限として町が決定します。国の基準については

「新制度で変わること」「教育・保育の認定」とは
新制度は、就学前の子どもの教育・保育を保証するために「給付制度」が導入され、社会全体で子育てを支えていく仕組みとなります。

「就労時間数」
また、大きく変わる点として、来年度からは幼稚園や保育所を利用される場合には、「教育・保育の認定」が必要となります。認定は、利用する施設ごとに、年齢や就労等の要件によって下表のとおり三つに区分されます。

「認定」を受けていただくことが必要となりますので、ご注意ください(手続きの詳細は次ページをご覧ください)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の保育時間設定は、施設によって異なりますので、ご確認ください。
参考までに、松田さくら保育園では、次のとおり区分が予定されています。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の保育時間設定は、施設によって異なりますので、ご確認ください。
参考までに、松田さくら保育園では、次のとおり区分が予定されています。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の保育時間設定は、施設によって異なりますので、ご確認ください。
参考までに、松田さくら保育園では、次のとおり区分が予定されています。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の保育時間設定は、施設によって異なりますので、ご確認ください。
参考までに、松田さくら保育園では、次のとおり区分が予定されています。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の保育時間設定は、施設によって異なりますので、ご確認ください。
参考までに、松田さくら保育園では、次のとおり区分が予定されています。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の保育時間設定は、施設によって異なりますので、ご確認ください。
参考までに、松田さくら保育園では、次のとおり区分が予定されています。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。

「就労時間数」
また、「標準時間」と「短時間」の区分は、月に120時間を基準とする予定です(これは、現在国が示している基準であり、今後の検討状況によっては変更する場合があります)。



町立幼稚園で預かり保育を始めます
来年度から 平日午後4時30分まで 夏休みなども実施

町教育委員会では、以前より利用者の皆様からニーズの高かった町立幼稚園の預かり保育を、来年度4月からの開始に向けて検討しています。内容などについては、今後、町議会の審議をいただくものですが、現時点で予定している内容についてお知らせします。

【問い合わせ】教育委員会教育課学校教育係 ☎(83)7023

預かり保育の概要
◆預かり保育実施箇所と定員
松田幼稚園 (上限30人)
寄幼稚園 (上限30人)
◆利用できる日
原則として月〜金曜日
*夏・冬・春休み期間中も実施
*祝日・年末年始、その他園長の定める日を除く
◆利用時間及び利用料(保育料)
●幼稚園保育時間終了後〜午後4時30分
1回 500円(おやつ持参)
●夏・冬・春休み期間中
午前9時〜午後4時30分
1日 1,000円 (弁当・おやつ持参)
*月ごとに集計し、翌月一括払い

◆預かり保育へのニーズの高まり
昨年、子育て世帯の皆さんに実施したニーズ調査や、在園児を対象としたアンケート調査からは、幼稚園における教育時間(午前9時〜午後2時)を超えた預かり保育を要望される声が多く届きました。これを受け、町教育委員会では、実施に向け、施設や運営面での調査検討を重ね、左記概要のとおり予定することとなりました。
預かり保育が実施されることにより、共働きのご家庭では、来年度から従来の幼稚園と保育所との二択から、新たな選択肢が増えることとなります。
◆ご利用方法について 「登録利用」と「一時利用」
定員があるため、利用するにはあらかじめ登録が必要な「登録利用」と、一時的、臨時的に利用する登録不要の「一時利用」の2つの形態を予定しています。登録利用は、定期的な利用の場合(毎週月曜日など)に必要となり、兄弟の授業参観に出席するためなど突発的な利用は一時利用となります(注:定員を超えている場合は預けられません)。この登録など詳細については、町教育委員会までお問い合わせください。